

ニュージーランド

特許規則

2003年最高裁判所法(No. 53)により改正の2007年9月3日のSR 1954/211

2004年1月1日施行

目次

第1部 序

規則1 名称, 施行及び取極め

規則2 解釈

第2部 手数料

規則3 附則1に基づき納付すべき手数料

規則4 納付期限

規則5 納付方法

規則6 郵便による納付

規則7 ニュージーランド以外からの納付

規則8 納付期日の通知

第3部 様式及び書類

規則9 附則2に定める様式

規則10 書類の様式及び寸法

規則11 複製書類

規則12 ページ番号付け

第4部 代理人及び通信

規則13 出願人に代わり行為できる代理人

規則14 代理人への委任

規則15 代理人の権限の取消

規則16 代理人承認の拒絶

規則17 通信の宛先

規則18 あらゆる場合に必要送達宛先

第5部 特許出願及び明細書

規則19 使用すべき適切な出願様式

規則20 人格代表者が行為権を確立すること

規則21 一定の場合における発明者の宣言

規則22 同種出願

規則23 分割出願の日付

規則24 同種出願でない場合の分割出願

規則25 条約出願の裏付けとなる証拠

規則26 条約出願の分割

規則 27 完全明細書の提出期間の延長

規則 28 出願日の繰下を求める請求

第 6 部 図面

規則 29 図面を提供するときは明細書に添付すること

規則 30 図面の用紙

規則 31 用紙の寸法等

規則 32 図面の作成

規則 33 図面の識別

規則 34 説明事項

規則 35 図面にしわをつけないこと

規則 36 仮明細書と共に提出された図面

第 7 部 出願の審査

規則 37 審査順序

規則 38 審査の繰上げができること

規則 39 法律第 13 条に基づく審査手順

規則 40 法律第 14 条に基づく手順

規則 41 規則 40 の期間は延長可能である

規則 42 調査の結果を求める申請

規則 43 先行明細書への言及

規則 44 先行特許への言及

規則 45 出願人への言及は特許権者を含む

第 8 部 出願の補正及び完全明細書の受理

規則 46 法律第 19 条(2)に基づく期間の延長

規則 47 法律第 20 条(1)に基づく期間の延長

第 9 部 特許付与に対する異議申立

規則 48 異議申立書

規則 49 答弁書

規則 50 異議申立人による証拠の提出

規則 51 出願人による証拠の提出

規則 52 証拠閉鎖

規則 53 局長の使用のための書類等の提供

規則 54 聴聞

規則 55 言及の挿入

規則 56 費用

第 10 部 異議申立によらない特許の拒絶

規則 57 出願人への通知

規則 58 聴聞

規則 59 期間の延長

第 11 部 発明者を発明者として掲記すること

規則 60 法律第 23 条(3)に基づく申請

規則 61 法律第 23 条(4)に基づく申請

規則 62 期間の延長

規則 63 法律第 23 条(8)に基づく証明書の申請

規則 64 発明者の掲記の方法

第 12 部 出願人の変更等

規則 65 法律第 24 条(1)に基づく手順

規則 66 法律第 24 条(5)に基づく手順

第 13 部 特許の捺印及び様式

規則 67 捺印請求

規則 68 法律第 27 条(2)に基づく捺印の期間

規則 69 法律第 27 条(3)に基づく捺印の期間

規則 70 法律第 27 条(4)に基づく捺印の期間

規則 71 特許証の様式

規則 72 特許の変更

第 14 部 更新手数料

規則 73 納付期限

規則 74 更新手数料は前納することができる

規則 75 納付期限の延長

規則 76 納付証明書

規則 77 更新手数料の納付期限到来の通知

規則 78 防衛又は原子力に関する発明

第 15 部 特許の存続期間の延長

規則 79 申請

規則 80 申請の公告

規則 81 異議申立と証拠

規則 82 聴聞

規則 83 異議申立のない申請

規則 84 申請の裁判所への付託

第 16 部 失効した特許の回復

規則 85 申請

規則 86 局長による予備的考慮

- 規則 87 異議申立
- 規則 88 申請人に有利な決定に基づく行為
- 規則 89 特許回復のための局長の命令は規定に従うことを条件とする

第 17 部 特許が捺印されない場合における失効特許出願の回復

- 規則 90 申請
- 規則 91 局長による予備的考慮
- 規則 92 異議申立
- 規則 93 申請人に有利な決定に基づく行為
- 規則 94 特許捺印のための局長の命令は規定に従うことを条件とする

第 18 部 完全明細書が受理されない場合における出願の回復

- 規則 95 申請
- 規則 96 局長による予備的考慮
- 規則 97 異議申立
- 規則 98 出願の回復のための局長の命令は規定に従うことを条件とする

第 19 部 明細書又は特許出願の補正

- 規則 99 受理された完全明細書を補正する申請
- 規則 100 異議申立
- 規則 101 受理されていない完全明細書を補正する申請
- 規則 102 特許出願を補正する申請
- 規則 103 補正された新たな明細書及び図面が必要となる場合がある

第 20 部 特許の取消及び放棄

- 規則 104 取消の申請
- 規則 105 異議申立手続
- 規則 106 放棄の申請
- 規則 107 特許の放棄の申出の様式
- 規則 108 異議申立

第 21 部 特許の「実施許諾用意」の任意裏書き

- 規則 109 法律第 44 条(1)に基づく申請
- 規則 110 法律第 44 条(2) (a) 及び(b)に基づく申請
- 規則 111 法律第 45 条(1)に基づく裏書きの取消
- 規則 112 法律第 45 条(2)に基づく裏書きの取消
- 規則 113 公告及び異議申立
- 規則 114 取消に際して支払うべき更新手数料の残額

第 22 部 強制ライセンス、特許の「実施許諾用意」の強制的裏書き、及び取消

- 規則 115 法律第 46 条に基づく申請

- 規則 116 法律第 49 条(1)に基づく申請
- 規則 117 法律第 50 条に基づく申請
- 規則 118 証拠
- 規則 119 局長による予備的考慮
- 規則 120 異議申立
- 規則 121 法律第 51 条に基づく申請

第 23 部 共同所有者への指示

- 規則 122 法律第 64 条(1)に基づく申請
- 規則 123 法律第 64 条(2)に基づく申請

第 24 部 従業者の発明をめぐる紛争

- 規則 124 法律第 65 条(1)に基づく申請

第 25 部 特許登録簿

- 規則 125 特許の付与を記録するための登録簿
- 規則 126 記入の変更
- 規則 127 譲渡等の登録
- 規則 128 書類の謄本
- 規則 129 登録簿等の公衆の閲覧
- 規則 130 記入すべき更新手数料の納付
- 規則 131 特許の存続期間の延長を求める命令における特別規定に起因する主張の記入
- 規則 132 遺言検認書又は遺産管理状の免除を求める申請

第 26 部 誤記の訂正

- 規則 133 申請
- 規則 134 公告
- 規則 135 異議申立
- 規則 136 聴聞

第 27 部 証明書及び情報

- 規則 137 証明書の請求
- 規則 138 記入等の認証謄本
- 規則 139 情報の請求
- 規則 140 紛失した特許証

第 28 部 証拠及び局長の面前への証人の出頭

- 規則 141 証拠の様式
- 規則 142 作成
- 規則 143 宣言等を行う方法
- 規則 144 書類上の署名の承認

- 規則 145 追加証拠
- 規則 146 召喚状の発行
- 規則 147 召喚状に応じない場合の罰則
- 規則 148 証人の費用
- 規則 149 聴聞の場所

第 29 部 裁判所への申請及び裁判所の命令

- 規則 150 申請謄本の局長への送達
- 規則 151 裁判所命令に基づく行為

第 30 部 特許弁護士

- 規則 152 特許弁護士登録簿
- 規則 153 記入の公告
- 規則 154 登録資格
- 規則 155 試験
- 規則 156 受験資格のある者
- 規則 157 受験及び試験官の任命
- 規則 158 試験科目
- 規則 159 試験規則
- 規則 160 合格の要件
- 規則 161 登録の更新
- 規則 162 特許弁護士登録簿の記入の補正
- 規則 163 証拠

第 31 部 雑則

- 規則 164 公告可能な特許出願の細目
- 規則 165 書類の署名
- 規則 166 局長による裁量権の行使
- 規則 167 書類の補正
- 規則 168 期限を延長する局長の権限
- 規則 169 要件を放棄する局長の権限
- 規則 170 記録の破棄

第 32 部 廃止及び除外

- 規則 171 廃止及び除外

附則 1 手数料

附則 2 様式 (省略)

附則 3 特許証及び追加特許証の様式 (省略)

附則 4 更新手数料の納付額

附則 5 廃止規則(省略)

第1部 序

規則1 名称, 施行及び取極め

- (1) 本規則は, 1954年特許規則として引用することができる。
- (2) 本規則は, 1953年特許法の施行後直ちに施行する。
- (3) 削除

規則2 解釈

本規則においては, 文脈上別異の解釈を必要としない限り,

「法律」とは, 1953年特許法を意味する。

「代理人」とは, 登録された特許弁護士, 又は法律に基づき開業する権利を与えられた弁護士で局長が納得するように正当に授権された者を意味する。

「連邦国」とは, 英連邦の加盟国を意味し, その国の政府が国際関係について責任を負うすべての地域を含む。

「登録簿」とは, 法律第83条の規定に基づき保管される特許登録簿を意味する。

番号を付した様式への言及は, 附則2における番号を付した特許の様式への言及である。

第2部 手数料

規則3 附則1に基づき納付すべき手数料

(1) 特許の付与及びそのための申請に関して、また、法律及び本規則に基づき発生する他の特許関連事項に関して納付すべき手数料は、附則1に定めるものとする。

(2) 本規則に定める手数料は、商品及びサービスの税金を含まない。

規則4 納付期限

特許庁に納付すべき手数料及び料金は、申請若しくは請求を行った時点、又は本規則に基づき納付すべき手数料又は料金に関して通知を行った若しくは証書を提出した時点で、納付する。

規則5 納付方法

手数料はすべて特許庁にて現金で納付する。ただし局長は、その他の方法で行われた納付を受理することができるが、かかる場合、集金がなされるまで受納を遅らせる又は取り消すことができる。

規則6 郵便による納付

特許庁へ金銭を郵送するときは、送金人の責任とする。

規則7 ニュージーランド以外からの納付

ニュージーランド以外からの送金は、所定の手数料全額についてニュージーランドにおいて納付可能であり、かつ、直ちに受け渡しすることができるものとする。

規則8 納付期日の通知

局長は、納付期日の到来した又は到来する手数料について通知することができるが、局長がそれをしなかった場合、又は通知を行ったときは、その通知が理由を問わず何れかの詳細について不正確であった若しくは意図した者に到着しなかった場合、如何なる責任も局長には生じない。

第3部 様式及び書類

規則9 附則2に定める様式

附則2に記載する様式は、該当するすべての場合において使用するものとし、局長が指示するように修正することができる。

規則10 書類の様式及び寸法

特許庁に提出するすべての書類及び書類の写し(図面を除く)は、局長が別途指示しない限り、次のようにして英語で、タイプ打ち、石版印刷又は印刷する。

- (a) ほぼA4国際サイズの丈夫な白紙に、
- (b) 濃い黒色の永久インクの判読可能な文字で、
- (c) 行間を約0.6cmとって、
- (d) 法定宣言書及び宣誓供述書の場合を除いて、片面のみに、
- (e) 左側に最低2.5cmの余白をとり、
- (f) 仮明細書及び完全明細書の場合は、用紙上部に約13cmの余白を残す。

規則11 複製書類

本規則に基づき必要な複製書類で図面以外のものは、原書類のカーボンコピーでもよい。ただし、良質の紙を使用し、タイプは黒ではっきりと打つ。

規則12 ページ番号付け

完全明細書のページには連続した番号を付し、出願人は局長の要求があれば、局長の定める修正した新しいページを提供し、また、必要であれば明細書のページの番号を付け替える。

第4部 代理人及び通信

規則13 出願人に代わり行為できる代理人

法律又は本規則によりなすこと又は局長へ行うことを要する又は許可される出願、請求又は通知、並びに出願人又は請求若しくは通知を行う者と局長との間及び特許権者と局長その他の者との間のその他の通信はすべて、代理人によって又は代理人を通じて署名、作成又は行うことができる。

ただし、特許出願に代理人が署名する場合は、更に出願人が署名した出願を4月以内に提出する。

規則14 代理人への委任

出願人、請求若しくは通知を行う者又は特許権者は、法律若しくは本規則に基づき局長に係属する若しくは影響を与える手続若しくは事項において自己の代わりに行為する代理人を、局長が十分とみなす書面により、かかる趣旨の授権書に署名しこれを局長に送付して、指名することができる。かかる指名の場合、手続又は事項に関する書類の代理人への送達は、代理人をかく指名する者への送達とみなし、手続又は事項に関して本人になすよう指示された通信はすべて代理人宛てとすることができ、それらに関する局長への出頭はすべて代理人により又は代理人を通じて行うことができる。

規則15 代理人の権限の取消

代理人への授権は手続の何れの段階でも取り消すことができ、また、代理人は局長に通知すれば辞任することができ、かかる授権がかく取り消されたとき又は代理人が辞任したときは、特許庁は申請人又は申請人が指名する他の代理人に直接連絡する。局長は代理人に対しその授権の取消について、又は申請人に対しその代理人の辞任について通知する。

規則16 代理人承認の拒絶

局長は、ニュージーランドにおいて居住せず、又は事業を営んでいない者の何れも、法律に基づく手続に関する代理人として認めることを拒絶する。

規則17 通信の宛先

法律又は本規則に基づき生じる事項に関連して特許庁に宛てたすべての書簡その他の通信は、ウェリントン C1 の特許局長宛てとする。適切な場合には、書簡は特定の役職気付とすることができる。

規則18 あらゆる場合に必要な送達宛先

本規則が関連する手続の各関係人及び各特許権者は、ニュージーランドにおける送達宛先を局長に提供し、その宛先は手続又は特許に関連するあらゆる目的のために、その手続の関係人又は特許権者の宛先として扱うことができる。

第 5 部 特許出願及び明細書

規則 19 使用すべき適切な出願様式

- (1) 条約出願以外の出願は、様式 1 により行う。
- (2) 条約出願は、様式 2 により行う。
- (3) 独立出願に代わる追加特許の付与を求める出願は、様式 3 により行う。
- (4) 各出願(条約出願以外)には、様式 4 による仮明細書 2 部又は様式 5 による完全明細書 2 部を添付し、各条約出願には、様式 5 による完全明細書 2 部を添付する。

規則 20 人格代表者が行為権を確立すること

死亡した者の人格代表者又は死亡した者の人格代表者の譲受人による条約出願以外の出願で、何れの場合も死亡した者がかかる出願を行う権利を有していた場合、死亡した者の遺言検認書若しくは遺産管理状、又は検認書若しくは遺産管理状の公式な写しを、人格代表者の行為権の証明として特許庁に提出する。

ただし、本規則は、局長が法律第 86 条に基づき検認書又は遺産管理状の提出を免除した場合は適用されない。

規則 21 一定の場合における発明者の宣言

- (1) 条約出願の場合及び仮明細書を添付した出願の場合、完全明細書に開示された発明の発明者に関する様式 6 による宣言を、完全明細書と共に、又はその後法律第 19 条に基づき出願の補正のために許された期間の満了前の何れかの時点で提出する。
- (2) 局長は、出願人の請求をもって、適当とみなせば宣言を免除することができる。

規則 22 同種出願

法律第 9 条(3)に基づき、2 以上の完全明細書が提出された 2 以上の出願に関して、1 つの完全明細書で手続を進めることを局長が認めるときは、その 1 つの完全明細書は当該明細書の何れかに開示された事項を含むことができ、また、局長が指示するように、それらの出願において又は関連して当該 1 つの完全明細書に開示されたすべての事項が特許庁に開示された最先の日付以後の日付で、かかる明細書は提出されたものとみなす。

規則 23 分割出願の日付

- (1) 出願人が特許出願を行い、かつ、完全明細書が受理される前に、最初に言及した出願又はその遂行において提出された何れかの明細書に含まれる事項について新しく特許出願を行った場合、局長は、出願人がその旨の請求を新しい出願に含めれば、新しい出願又はその遂行において提出された何れかの明細書を最初に言及した出願又は明細書の提出日より前にならない日まで繰り上げるよう指示することができる。
- (2) 局長は、当該完全明細書の何れも一方でクレームされた事項についてのクレームを含まないことを保証するのに必要とされる、当該出願の他方の遂行において提出された完全明細書の補正を求めることができる。

規則 24 同種出願でない場合の分割出願

出願人が同種又は互いの若干の変更と考える発明について仮明細書を添付した 2 以上の出願に基づき完全明細書が提出され、局長がかかる発明は同種又は互いの若干の変更ではないと考える場合、局長はその完全明細書をその出願を 2 以上の別々の特許出願として進めることを可能にするのに必要な数の完全明細書に分割するよう許可することができる。

規則 25 条約出願の裏付けとなる証拠

(1) 各条約出願と共に提出する明細書に加えて、条約国における関連の保護出願に関して提出された明細書及び図面若しくは書類の写し、又はかかる各出願の写しで条約国の特許庁の長によって正当に認証された、又は別途局長が納得するように立証されたものを、出願と同時に又はその後 3 月以内に提出する。

(2) 出願に関する明細書その他の書類が外国語で書かれている場合は、法定宣言書により又は別途局長が納得するように立証された英語の翻訳文を添付する。

規則 26 条約出願の分割

1 以上の条約国において 2 以上の保護出願がなされている発明の全部又は一部に関して 1 つの条約出願が行われ、当該条約出願と共に提出された明細書のクレームが 2 以上の発明に関連すると審査官が報告した場合、局長は 1 以上の更なる出願を提出し、かつ、その明細書を 2 以上の別々の条約出願を進めることを可能にするのに必要な数の明細書に分割するよう許可ことができ、また、当該出願は、原出願の提出日付で提出されたものとみなすよう指示することができる。

規則 27 完全明細書の提出期間の延長

完全明細書の提出期間を出願の提出日から 15 月を超えない期間まで延長することを求める請求は、様式 7 により行う。

規則 28 出願日の繰下を求める請求

特許出願人が、法律第 12 条(3)の規定に基づいてその出願の日付を繰り下げを望む場合は、様式 8 により請求を行う。

第6部 図面

規則 29 図面を提供するときは明細書に添付すること

図面を提供するときは、図面が関係する仮明細書又は完全明細書に添付するが、規則 36 に定める場合は別とする。原図面の真正な写しを、原図面と同時に提出する。

規則 30 図面の用紙

- (1) 図面は、1/40cm より厚い、滑らかな表面で良質の純白で頑丈な図面用紙に、着色又は塗りをせずに描く。
- (2) 台紙つきの図面は、使用してはならない。

規則 31 用紙の寸法等

- (1) 図面は、ほぼ A4 国際サイズ of 用紙に描き、用紙の両端に最低 1.5cm の余白をはっきり取らなければならない。
- (2) 例外的に大きな図は、後続の用紙に続けて描くことができる。
- (3) 必要以上の数の用紙を使用してはならない。
- (4) 用紙の枚数とは無関係に、図には連続した番号を付し、可能な限り番号順に並べ、十分なスペースをとって区別することができるようにする。
- (5) 複数の用紙に描かれた図が事実上 1 つの完全な図を構成するときは、それらの図はその完全な図が他の図の部分の隠さずに組み立てられるように配置する。

規則 32 図面の作成

図面は、次の要件に従って作成する。

- (a) 真黒のインクで作成する。
- (b) 各線はしっかりと均一に引き、境界をはっきりさせ、最後まで同じ強さとする。
- (c) 切断面の線、効果線及び影線はできる限り少なくし、接近させないようにする。
- (d) 影線は、図面の普通線と比べて極端に太くしないようにする。
- (e) 切断面及び影は、べた黒又は薄塗りで示してはならない。
- (f) 発明をはっきりと示すのに十分な大きさの縮尺とし、装置、機械又は物品はこの目的を遂行するためにのみ表示することができる。
- (g) 縮尺を与えるときは、これを言葉ではなく図で示し、また、図面に寸法を付してはならない。
- (h) 便宜なときは、図は用紙の上下に対して垂直な位置に描く。
- (i) 特定の場合における局長の特別の指示に従うことを条件として、参照文字及び数字、並びにそれらに関連して用いられる指示文字及び数字は、太くはっきりと書き、高さ 0.3cm 以上とし、同一部位の異なる図には同一の文字又は数字を使用し、参照文字又は数字が言及された部位の外に表示されるときは、細線で当該部位と結ぶ。

規則 33 図面の識別

- (1) 図面の右下隅に、出願人を識別するのに十分な詳細事項並びに出願人又はその代理人の署名を記す。

(2) 発明の名称は，図面には表示しない。

規則 34 説明事項

(1) 構造図面には如何なる説明事項も記載しないが，フローシートの性質を帯びた図面には，発明を実施する上で使用する材料及び発生する化学反応その他の反応又は処置を示す説明事項を付すことができる。

(2) 多数の器具又は装置のユニット，並びに機械的又は電氣的を問わないそれらの接続を示す図面で，かかる器具又はユニットが各々記号的にのみ示されているものには，器具又はユニット又はそれらの接続を識別するのに必要な説明事項を付すことができる。

(3) かかる説明事項は真黒のインクで書き，文字の高さは0.4cm以上とする。

(4) グラフィックな化学式又は数式，記号又は方程式以外の如何なる図面又はスケッチも，明細書の文章中には表示せず，文章中にかかる式，記号又は方程式を用いる場合は，局長が指示すれば，図面と同様に作成したそれらの写しを提供する。

規則 35 図面にしわをつけないこと

図面は，写真による複製に不適合となるような折り目，裂け目又はしわがない状態で，特許庁において引き渡す。

規則 36 仮明細書と共に提出された図面

出願人が仮明細書と共に提出した図面を，完全明細書の図面又は図面の一部として採用することを希望する場合，出願人は仮明細書と一緒に提出したものとして，完全明細書においてそれらについて言及する。

第7部 出願の審査

規則 37 審査順序

明細書を伴う出願は、完全明細書が提出された順序で局長が審査官に付託し、本規則に別段の規定がある場合を除き、審査官がその順序で取り上げて審査及び調査する。

規則 38 審査の繰上げができること

ある出願及びその明細書は、次の場合には局長の指示により、順序によらず審査及び調査を繰り上げることができる。

- (a) 特許庁の業務をはかどらせるための場合、又は
- (b) 様式9による出願人の請求において十分かつ重要な理由がある場合

規則 39 法律第13条に基づく審査手順

(1) 審査官が法律第13条に基づく調査を行い、完全明細書の何れかのクレームでクレームされている限りにおいて発明が同条(1)又は(2)に該当する明細書その他の書類に公表されていたことを報告した場合、出願人はかく通知され、当該人の明細書を補正する機会を与えられる。

(2) クレームされた発明のほぼ全部が1以上のかかる明細書又は書類に公表されていたことを審査官が発見した場合、審査官は調査を続行することなく、かかる趣旨の仮報告を行うことができる。

(3) 出願人が審査官の異論(objection)に答弁した又は明細書を補正した場合で、発明が何れかのクレームでクレームされている限りにおいて審査官が引用した明細書その他の書類に公表されていないこと、又はクレームの優先日が当該書類が公表された日より先であることの何れかに審査官が納得しないときは、出願人は請求すれば、その件について聴聞を受ける機会を与えられる。

(4) 出願人が答弁したか明細書を補正したかに拘らず、局長は望ましいと考える場合に、出願を補正するために残された時間その他の事情を勘案して、聴聞を指定することができる。

(5) 聴聞が指定された場合、出願人はかかる指定について、局長の意見でより短期間の事前通知が適切とされない限り、10日以前までに通知され、出願人は聴聞に出頭するか否かのできる限り早く局長に通知する。

(6) 出願人を聴聞した後で、又は出願人が出頭しなかった若しくは聴聞を希望しないことを通知した場合は聴聞なしに、局長は自己が納得するように明細書の補正を定め又は許可することができる。局長が定める期間内に補正がなされない限り、その明細書の受理を拒絶することができる。

規則 40 法律第14条に基づく手順

(1) 完全明細書の何れかのクレームでクレームされている限りにおいて発明が法律第14条(1)又は(3)に該当するその他の完全明細書の何れかのクレームでクレームされていることを審査官が報告した場合、出願人はかく通知され、当該人の明細書を補正する又は補正を提出する機会を与えられる。

(2) 出願人の明細書が受理されるよう別途補正された場合で、法律第14条に基づく異論が

未処理のときは、局長は明細書を受理し、異論を取り除くための期間(公表の日から 2 月以上とする)を定めることができる。

(3) 法律第 14 条に基づく異論が明細書を受理後に出願人に伝達された場合、局長は異論を取り除くための期間(伝達の日から 2 月以上とする)を定める。

(4) 出願人が時を問わず請求する場合、又は本規則で定める期間に局長が許可するその延長期間を含め異論に対応したことに審査官が納得しない場合、出願人の聴聞の時期が指定され、出願人は指定について 10 日以前までに通知され、聴聞に出頭するか否かをできる限り早く局長に通知する。

(5) 出願人を聴聞した後で、又は出願人が出頭しなかった若しくは聴聞を希望しないことを通知した場合は聴聞なしに、局長は自己の納得するように明細書の補正を定め又は許可することができる。また、局長の定める期間内に補正がされ又は合意されない限り、自己が指摘する他の明細書に対する言及を出願人の明細書に挿入するよう指示することができる。

規則 41 規則 40 の期間は延長可能である

規則 40 に記載する期間は、延長を求める請求が様式 10 により、その請求に定める延長期間内の何れかの時点でなされれば、延長することができる。

ただし、本規定に基づき許可された何れかの期間の延長の合計は、6 月を超えないものとする。

規則 42 調査の結果を求める申請

法律第 13 条及び第 14 条に基づきなされる調査の結果、又は法律第 15 条(b)(i)に基づき提供された情報の開示を求める法律第 91 条(2)ただし書に基づく申請は、様式 11 により行う。

規則 43 先行明細書への言及

規則 40(5)に基づき、他の明細書への言及を出願人の完全明細書に挿入するよう局長が指示するときは、その言及はクレームの後に挿入し、次の様式とする。

「1953 年特許法第 14 条に基づき、明細書第…号への言及が指示された。」

規則 44 先行特許への言及

(1) 法律第 13 条及び第 14 条に基づく調査を行って、出願人の発明が他の特許のクレームを侵害する重大な危険なしには実施することができないと審査官が認めるときは、出願人はかく通知され、規則 40 及び規則 41 に定める手順が適用される。

(2) かかる手順に基づき、特許への言及を出願人の完全明細書に挿入するよう局長が指示するときは、その言及はクレームの後に挿入し、次の様式とする。

「1953 年特許法第 16 条(1)に基づき、特許第…号への言及が指示された。」

(3) 法律第 16 条(1)に基づく指示に従って挿入された言及を削除するための同条(2)に基づく申請は、様式 12 により行い、その申請の裏付けとなる依拠する事実を十分に記述する。

規則 45 出願人への言及は特許権者を含む

特許の付与に続く手続に規則 40、規則 43 及び規則 44 を適用する場合、出願人への言及は特許権者への言及と読み替える。

第 8 部 出願の補正及び完全明細書の受理

規則 46 法律第 19 条(2)に基づく期間の延長

出願を補正するための法律第 19 条(1)に基づき許可され得る期間の延長を求める同条(2)に基づく通知は、様式 13 により行う。

規則 47 法律第 20 条(1)に基づく期間の延長

完全明細書の受理をその提出日から 15 月より後の日付まで延期するよう求める法律第 20 条(1)ただし書に基づく通知は、様式 14 により行う。

第9部 特許付与に対する異議申立

規則 48 異議申立書

- (1) 特許付与に対する異議申立書は、
 - (a) 様式 15 により作成し、
 - (b) 異議申立人が付与に異議を唱えようとする根拠を述べ、
 - (c) その写し、並びに異議申立人の利害の性質、依拠する事実、求める救済を十分に記載した陳述書(2部)を添付する。
- (2) 異議申立書及び理由書の写しは、局長が出願人に送付する。
- (3) 異議申立書を提出するための期間の延長を求める法律第 21 条(2)ただし書に基づく申請は、様式 16 により行う。

規則 49 答弁書

出願人がその出願を進めることを希望する場合は、規則 48 に定める写しの受領後 2 月以内に、異議申立を争う理由を十分に記載した答弁書を提出し、その写しを異議申立人に引き渡す。出願人が許可された期間内に答弁書を提出しない場合は、その出願を放棄したものとみなす。

規則 50 異議申立人による証拠の提出

異議申立人は、答弁書の写しの受領後 2 月以内に、自己の事件の裏付けとなる証拠を提出することができ、証拠の写しを出願人に引き渡す。

規則 51 出願人による証拠の提出

異議申立人の証拠の写しの受領後 2 月以内に、又は異議申立人が証拠を提出しない場合は異議申立人の証拠が提出されたであろう期間の満了後 2 月以内に、出願人は自己の事件の裏付けとなる証拠を提出することができ、証拠の写しを異議申立人に引き渡すものとし、出願人の証拠の写しの受領後 2 月以内に、異議申立人はこの弁駁に係る事項に厳格に限定する証拠を提出することができ、証拠の写しを出願人に引き渡す。

規則 52 証拠閉鎖

局長の許可又は指示がある場合を除き、何れの当事者も追加証拠は提出することができないものとする。

規則 53 局長の使用のための書類等の提供

- (1) 異議申立の通知又は異議申立に関連して提出された陳述書又は証拠において言及されたニュージーランド明細書以外のすべての書類の写しで、局長が納得するように認証されたものは、局長が別途指示しない限り、局長の使用のために(2部)提供する。
- (2) 外国語の明細書その他の書類が言及されたときは、その翻訳文で法定宣言書により又は別途局長が納得するように立証したものを、並びに翻訳文の写し 2 部も提供する。

規則 54 聴聞

(1) 証拠(もしあれば)が終了した時点、又は当事者が規則 49 から規則 51 までの規定を遵守しなかった場合は局長が適当と考える他の時期(証拠提出の前後を問わず)に、局長は事件の聴聞のための期日を指定し、指定の 14 日以前までに当事者に通知する。

(2) 何れかの当事者が聴聞を受けることを希望する場合は、様式 17 により局長に通知し、局長は聴聞の期日より前に当該様式による通知を提出しなかった当事者の聴聞を拒絶することができる。

(3) 何れかの当事者が、手続においてまだ言及されていない刊行物について聴聞で言及することを意図する場合は、10 日以前までにその意図を他の当事者及び局長に通知して、言及しようとする各刊行物の詳細を添付する。

(4) 聴聞を受けることを希望する当事者を聴聞した後で、又は何れの当事者も聴聞を受けることを希望しなかった場合は聴聞なしに、局長は事件を決定し、その決定を当事者に通知する。

規則 55 言及の挿入

手続の結果、法律第 16 条(1)に基づき出願人の明細書に他の特許への言及を挿入するよう局長が指示する場合、かかる言及は規則 44(2)に定めるとおりとする。

規則 56 費用

出願人が出願を進めることを希望しない旨を局長に通知した場合、局長は(異議申立人に費用の裁定を下すか否か決定する上で)、異議申立が提出される前に異議申立人が適切な通知を出願人に行っていれば手続が回避されたか否かを考慮する。

第 10 部 異議申立によらない特許の拒絶

規則 57 出願人への通知

完全明細書の受理後で特許が付与される前の何れかの時点で、完全明細書の何れかのクレームでクレームされている限りにおいて発明が法律第 22 条(1)に該当する明細書その他の書類に公表されていることを、付与に対する異議申立手続の結果以外で局長が知った場合、出願人はかく通知され、局長が納得するような明細書の補正を提出するために 2 月の期間が認められる。

規則 58 聴聞

(1) 規則 57 に基づき許可された期間内に局長が許可する期間の延長を含め、局長が納得するように明細書が補正されなかった場合は、出願人を聴聞する時期が指定され、出願人は指定の少なくとも 10 日前までに通知され、聴聞に出頭するか否かをできる限り早く局長に通知する。

(2) 出願人を聴聞した後で、又は出願人が出頭しなかった若しくは聴聞を希望しないことを通知した場合は聴聞なしに、局長は自己の納得するように明細書の補正を定め又は許可し、自己の定める期間内に補正が行われるか同意されない限り、特許の付与を拒絶することができる。

規則 59 期間の延長

規則 57 及び規則 58 に記載する期間は、延長を求める請求が様式 10 により、その請求に定める延長期間内の何れかの時点でなされれば、延長することができる。

ただし、本規定に基づき許可された何れかの期間の延長の合計は、6 月を超えないものとする。

第 11 部 発明者を発明者として掲記すること

規則 60 法律第 23 条(3)に基づく申請

特許出願人による，又は発明若しくはその実質的な部分の現実の創作者が出願人若しくは出願人の 1 人でない場合は出願人及び当該創作者による，法律第 23 条(3)に基づく請求は，様式 18 により行い，依拠する事実を十分に記載した陳述書を添付する。

規則 61 法律第 23 条(4)に基づく申請

(1) 法律第 23 条(4)に基づく主張は，様式 19 により行い，依拠する事実を十分に記載した陳述書を添付する。

(2) 主張及び陳述書の写しは，局長が各特許出願人(主張者以外の者)及び局長が関係人と考えるその他の者に送付し，また，主張者はその目的のために十分な数の写しを提供する。

(3) 局長は，その後の手順に関して適当とみなす指示(もしあれば)を与えることができる。

規則 62 期間の延長

請求又は主張を行う期間の延長を求める法律第 23 条(5)に基づく申請は，様式 20 により行う。

規則 63 法律第 23 条(8)に基づく証明書の申請

(1) 証明書を求める法律第 23 条(8)に基づく申請は，様式 21 により行い，依拠する事実を十分に記載した陳述書を添付する。

(2) 申請及び陳述書の写しは，局長が各特許権者(申請人以外の者)，現実の創作者として掲記されている者，並びに局長が関係人と考えるその他の者に送付し，また，申請人はその目的のために十分な数の写しを提供する。

(3) 局長は，その後の手順に関して適当とみなす指示(もしあれば)を与えることができる。

規則 64 発明者の掲記の方法

法律第 23 条(1)に基づく現実の創作者の発明者としての掲記は，特許証において局長名の後に行うことができ，完全明細書については様式 5 の上部に，場合により「本発明の発明者は，その現実の創作者という意味で，かつ，1953 年特許法第 23 条の意味において，…の…である」又は「本発明の実質的部分の発明者は，その現実の創作者という意味で，かつ，1953 年特許法第 23 条の意味において，…の…である」の様式をとることができる。

第 12 部 出願人の変更等

規則 65 法律第 24 条(1)に基づく手順

(1) 特許出願は主張者の名で若しくは主張者及び出願人又は共同出願人の連名で進めるべきとする法律第 24 条(1)に基づく主張は、様式 22 により行い、該主張が依拠する譲渡証又は契約書の認証謄本を添付する。

(2) 譲渡証又は契約書の原本もまた、局長の閲覧のために提出しなければならず、局長は必要とされる他の権限又は書面による合意の証明を要求することができる。

規則 66 法律第 24 条(5)に基づく手順

(1) 特許出願を進める際の名義又は方法に関する局長の指示を求める共同出願人の 1 人による法律第 24 条(5)に基づく申請は、様式 23 により行い、申請人が依拠する事実及び求める指示を十分に記載した陳述書を添付する。

(2) 申請及び陳述書の写しは、局長が他の各共同出願人に送付し、また、法律第 24 条(5)に基づく申請を行う者は、その目的のために十分な数の写しを提供する。

(3) 局長は、その後の手順に関して適当とみなす指示を与えることができる。

第 13 部 特許の捺印及び様式

規則 67 捺印請求

ある出願における特許の捺印請求は、様式 24 により行う。

規則 68 法律第 27 条(2)に基づく捺印の期間

法律第 27 条(2)ただし書(a)に基づき特許の捺印を請求することができる期間は、手続の最終決定の日より 2 月とする。

規則 69 法律第 27 条(3)に基づく捺印の期間

(1) 特許の捺印請求を行うための期間の延長を求める法律第 27 条(3)に基づく申請は、様式 25 により行う。

(2) 延長は、3 月を超えないものとする。

規則 70 法律第 27 条(4)に基づく捺印の期間

(1) 特許の捺印請求を行うための期間の延長を求める法律第 27 条(4)に基づく申請は、様式 26 により行う。

(2) 延長は、法律第 27 条(4)に基づく何れの申請についても、6 月を超えないものとする。

規則 71 特許証の様式

特許証は、附則 3 に記載した様式 A 若しくは様式 B(何れか該当する方)、又は局長が指示するこれらの様式の何れかの修正版による。

規則 72 特許の変更

特許の変更を求める法律第 28 条に基づく申請は、様式 27 により行い、申請における陳述を立証する証拠及び特許証を添付する。

第 14 部 更新手数料

規則 73 納付期限

特許を有効に維持することを望む者は、附則 4 の第 1 欄に定める期間の満了前に、様式 28 による請求を提出し、同附則の第 2 欄に定める更新手数料を納付する。

ただし、第 1 期間又はその後の期間(規則 78 に記載する場合を除く)の満了後に特許が捺印されたときは、特許捺印の日から 4 月が経過する前にいつでも、第 2 期間又はその後の期間に関する様式 28 による請求を提出することができる。

規則 74 更新手数料は前納することができる

所定の更新手数料は、全額又は何れかを前納することができる。

規則 75 納付期限の延長

更新手数料の納付期限の延長を求める請求は、様式 29 により行う。

規則 76 納付証明書

規則 73 の条件を正当に遵守した場合、局長は、所定の更新手数料が正当に納付された旨の様式 30 による証明書を発行する。

規則 77 更新手数料の納付期限到来の通知

特許に関して更新手数料の納付期限が到来した又は到来するときは、局長は特許権者の送達宛先へ宛て、並びに最後に更新手数料を納付した者に対し、納付期限の到来日及び不納付の結果について通知する。

規則 78 防衛又は原子力に関する発明

特許出願の主題を構成する発明に関する情報の公表を禁じる法律第 25 条(1)又は第 26 条(1)に基づく局長による指示が取り消され、その出願について特許が付与されるときは、指示が有効であった期間中を始期とする(更新手数料)期間については、更新手数料を支払う義務はない。

第 15 部 特許の存続期間の延長

規則 79 申請

(1) 特許の存続期間を延長する命令を求める法律第 31 条、第 32 条又は第 33 条に基づく局長への申請は、様式 31 により行う。

(2) 申請には求める延長期間を記載し、依拠する事実を十分に記載した証拠を裏付けとし、かかる証拠は申請と同時に、又はその日から 3 月以内の何れかの時点で提出する。

規則 80 申請の公告

局長は、公報の 2 つの号に規則 79 に基づく申請を直ちに公告し、申請人は、登録された実施権者及び(法律第 33 条に基づく申請の場合は)特許権者にその公告について通知する。

ただし、裏付けとなる証拠が申請と同時に提出されないときは、申請の 2 回目の公告は証拠の提出後に行う。

規則 81 異議申立と証拠

(1) 公報における申請の 2 回目の公告日から 2 月以内のいつでも、何人も異議申立書を提出することができる。

(2) かかる異議申立書は様式 32 により行い、その写し、並びに異議申立人の利害の性質、異議申立の理由、求める救済を十分に記載した陳述書(2 部)を添付する。

(3) 依拠する事実の証拠(2 部)は、異議申立書の提出日から 1 月以内に提出する。

(4) 申立書、陳述書及び証拠の写しは局長が申請人に送付し、申請人はその受領から 2 月以内に答弁としての事項に厳格に限定する証拠を提出することができ、また、異議申立人に証拠の写しを引き渡す。

(5) 局長の許可又は指示がある場合を除き、何れの当事者も更なる証拠を提出することができない。

(6) 異議申立人は、申請及び裏付けとして提出された証拠の写しを自己の費用負担で申請人から提供を受ける権利を有する。

規則 82 聴聞

(1) 証拠の完了時又は局長が適当と考える他の時期に、局長はその事件の聴聞の時期を指定し、指定の少なくとも 14 日前までに当事者に通知する。

(2) 何れかの当事者が聴聞を受けることを希望する場合、その当事者は様式 17 により局長に通知し、また、局長は聴聞の時期までに当該様式による通知を提出しなかった当事者の聴聞を拒絶することができる。

(3) 聴聞を受けることを希望する当事者を聴聞した後で、又は何れの当事者も聴聞を受けることを希望しなかった場合は聴聞なしに、局長は事件を決定し、その決定を当事者に通知する。

規則 83 異議申立のない申請

申請に対して異議申立の通知がなされなかった場合、局長は規則 82(1)に定める期間の満了時に、また、申請人が聴聞を受けることを希望した場合は聴聞した後で、事件について決定

し、その決定を申請人に通知する。

規則 84 申請の裁判所への付託

申請の何れかの段階で、局長が裁判所による決定に申請を付託することを決定した場合、局長は手続の各当事者にしかるべく通知する。

第 16 部 失効した特許の回復

規則 85 申請

- (1) 特許の回復を求める法律第 35 条に基づく申請は、様式 33 により行う。
- (2) 申請においてなされた陳述の裏付けとなる証拠は、申請の日から 3 月以内に提出する。

規則 86 局長による予備的考慮

- (1) 証拠を考慮した上で、法律第 35 条に基づく命令を発するための理由が一応明らかになったことに局長が納得しないときは、申請人にしかるべく通知し、1 月以内にその件に関する聴聞を受けることを申請人が請求しない限り、局長は申請を拒絶する。
- (2) 申請人が許可された期間内に聴聞を受けることを請求した場合、局長は(申請人に聴聞を受ける機会を与えた後で)、申請を公告へ進めるべきか、拒絶すべきか決定する。

規則 87 異議申立

- (1) 法律第 35 条(4)に基づく申請の公告から 2 月以内のいつでも、何人も様式 34 によりそれに関する異議申立書を提出することができる。
- (2) かかる申立書には、その写しと共に、異議申立人の利害の性質及び依拠する事実を十分に記載した理由書(2 部)を添付する。
- (3) 異議申立書及び理由書の写しは、局長が申請人に送付する。
- (4) 異議申立書が提出された時点で、規則 49 から規則 54 までの規定が適用される。

規則 88 申請人に有利な決定に基づく行為

局長が申請人に有利な決定を下した場合、局長は申請人にしかるべく通知し、申請人に様式 28 及び様式 35 による覚書を提出するよう求める。

規則 89 特許回復のための局長の命令は規定に従うことを条件とする

特許が失効した日から申請の日までの間に特許発明の利用を開始した者を保護するために、特許回復のための局長の各命令は、次の規定に従うことを条件とする。

- (a) (特許が失効した日付でその特許に基づく実施権者でない)ある者で、かかる日から申請の日までに特許の主題である発明を製作、実施、行使若しくは販売したか、又は特許明細書にクレームされた又はかくクレームされた方法若しくはプロセスを実施するためのプラント、機械若しくは装置を製造若しくは設置した者が、特許の主題である発明の製造、実施若しくは販売に関して後記に規定する中間期間に訴訟その他の手続を開始若しくは訴追しないこと又は損害を回復しないこと。かかる者は特許権者のライセンスを得てかく行為したものとみなされ、その後次に定める範囲まで、特許侵害なしに発明を製作、実施、行使又は販売する権利を有する。すなわち、
 - (i) 特許の完全明細書がある物品((ii)に定めるプラント、機械、装置又はその一部以外)をクレームし、かくクレームされた物品が当該中間期間中にその者により製造された限りにおいて、かかる特定の物品を常時使用又は販売することができる。
 - (ii) 完全明細書がある物品の製造のためにプラント、機械、装置又はその一部をクレームする限りにおいて、かくクレームされた特定のプラント、機械、装置又はその一部で当該中

間期間中にその者が製造又は据え付けしたもの並びにその製品を常時使用又は販売することができ、また、かかるプラント、機械、装置又はその一部が摩耗又は傷により損傷した又は偶発的に破壊された場合は、同様のライセンスはその取替並びにかかる取替の製品に及ぶ。

(iii) 完全明細書が物品の製作若しくは処置のためのプロセス又は試験の方法若しくはプロセスをクレームする限りにおいて、当該中間期間中にその者が製造若しくは据え付けした、又は方法若しくはプロセスを実施するためにその者が排他的に若しくは主として使用した特定のプラント、機械若しくは装置を常時かく使用し若しくは継続して使用することができ、その製品を常時使用又は販売することができ、また、かかるプラント、機械、装置又はその一部が摩耗又は傷により損傷した又は偶発的に破壊された場合は、同様のライセンスはかかるプラント、機械、装置の取替において実施されるかかる方法又はプロセス並びにかく実施されたプロセスの製品に及ぶ。

(b) 本規則において、「物品」なる用語は 1953 年特許法第 2 条に定める意味を有し、「中間期間」なる用語は特許が失効した日から命令の日までの期間を意味する。

第 17 部 特許が捺印されない場合における失効特許出願の回復

規則 90 申請

- (1) 特許の捺印を求める法律第 36 条に基づく申請は、様式 36 により行う。
- (2) 申請においてなされた陳述の裏付けとなる証拠は、申請の日から 3 月以内に提出する。

規則 91 局長による予備的考慮

- (1) 証拠を考慮した上で、法律第 36 条に基づく命令を発するための理由が一応明らかになったことに局長が納得しないときは、申請人にしかるべく通知し、通知から 1 月以内にその件に関する聴聞を受けることを申請人が請求しない限り、局長は申請を拒絶する。
- (2) 申請人が許可された期間内に聴聞を受けることを請求した場合、局長は申請人に聴聞を受ける機会を与えた後で、申請を公告へ進めるべきか、拒絶すべきか決定する。

規則 92 異議申立

- (1) 法律第 36 条(3)に基づく申請の公告から 2 月以内のいつでも、何人も様式 37 によりそれに関する異議申立書を提出することができる。
- (2) かかる申立書には、その写しと共に、異議申立人の利害の性質及び依拠する事実を十分に記載した理由書(2 部)を添付する。
- (3) 異議申立書及び理由書の写しは、局長が申請人に送付する。
- (4) 異議申立書が提出された時点で、規則 49 から規則 54 までの規定が適用される。

規則 93 申請人に有利な決定に基づく行為

局長が申請人に有利な決定を下す場合、申請人にしかるべく通知し、申請人に様式 38 による覚書を様式 24 による請求と共に提出するよう求める。

規則 94 特許捺印のための局長の命令は規定に従うことを条件とする

特許捺印のための法律第 36 条に基づく局長の各命令は、所定の捺印請求を行うために法律第 27 条により又はこれに基づき許された期間が満了した日から捺印を求める命令を申請した日までの間に発明の利用を開始した者の保護のための規定で、特許が失効した日から回復申請の日までの間に特許発明の利用を開始した者の保護のための規則 89 に定めるものと同じの規定に従うことを条件とし、特許が失効した日への言及は捺印請求を行うために法律第 27 条により又はこれに基づき許された期間が満了した日への言及と読み替える。

第 18 部 完全明細書が受理されない場合における出願の回復

規則 95 申請

- (1) 出願の回復，並びに法律により又は法律に基づき出願人に課された要件を履行するための期間の延長を求める法律第 37 条に基づく申請は，様式 39 により行う。
- (2) 申請においてなされた陳述の裏付けとなる証拠は，申請の日から 3 月以内に提出する。

規則 96 局長による予備的考慮

- (1) 証拠を考慮した上で，法律第 37 条に基づく命令を発するための理由が一応明らかになったことに局長が納得しないときは，申請人にしかるべく通知し，通知から 1 月以内にその件に関する聴聞を受けることを申請人が請求しない限り，局長は申請を拒絶する。
- (2) 申請人が許可された期間内に聴聞を受けることを請求した場合，局長は申請人に聴聞を受ける機会を与えた後で，申請を公告へ進めるべきか，拒絶すべきか決定する。

規則 97 異議申立

- (1) 法律第 37 条(3)に基づく申請の公告から 2 月以内のいつでも，何人も様式 40 によりそれに関する異議申立書を提出することができる。
- (2) かかる申立書には，その写しと共に，異議申立人の利害の性質及び依拠する事実を十分に記載した理由書(2 部)を添付する。
- (3) 異議申立書及び理由書の写しは，局長が申請人に送付する。
- (4) 異議申立書が提出された時点で，規則 49 から規則 54 までの規定が適用される。

規則 98 出願の回復のための局長の命令は規定に従うことを条件とする

出願の回復，並びに法律により又は法律に基づき出願人に課せられた要件を履行するための期間の延長を求める法律第 37 条に基づく局長の各命令は，法律第 19 条に定める期間，並びに法律により又は法律に基づき出願人に課せられたすべての要件を履行するために同条又は第 93 条に基づき付与された当該期間の各延長期間が満了した日から法律第 37 条に基づく命令を申請した日までの間に発明の利用を開始した者の保護のための規定で，特許が失効した日から回復申請の日までの間に特許発明の利用を開始した者の保護のための規則 89 に定めるものと同じの規定に従うことを条件とし，特許が失効した日への言及は，法律第 19 条に定める期間，並びに法律により又は法律に基づき出願人に課せられたすべての要件を履行するために同条又は第 93 条に基づき付与された期間の各延長期間が満了した日への言及と読み替える。

第 19 部 明細書又は特許出願の補正

規則 99 受理された完全明細書を補正する申請

(1) 受理された完全明細書を補正する許可を求める法律第 38 条に基づく局長への申請は、様式 41 により行い、法律第 38 条(3)のただし書に従うことを条件として、申請及び提案された補正の内容を公報で、並びに、局長がその都度指示する他の方法がある場合はその方法で公告する。

(2) 局長が別段の指示を与えない限り、受理された完全明細書の補正の申請又は提案には、補正を求める箇所を赤インクで明白に示す明細書及び図面の写しを添付する。

規則 100 異議申立

(1) 申請に異議を唱えようとする者は、公報における公告の日から 1 月以内、又は特別な場合で局長が許可する当該日付から 3 月を超えない追加期間内に、様式 42 により局長に申し立てることができる。

(2) かかる申立書には、その写し、並びに異議申立人の利害の性質、依拠する事実、求める救済を十分に記載した理由書(2 部)を添付する。異議申立書及び理由書の写しは、局長が申請人に送付する。

(3) かかる異議申立書が提出され、その写しが申請人に送付された時点で、規則 49 から規則 54 までの規定が適用される。

規則 101 受理されていない完全明細書を補正する申請

受理されていない完全明細書を補正する許可を求める申請は、審査官の報告書に記載された異論に対応するように補正される場合を除き、様式 43 により行う。

規則 102 特許出願を補正する申請

特許出願を補正する許可を求める申請は、特許庁によりなされる異論に対応するように補正される場合を除き、様式 44 により行う。

規則 103 補正された新たな明細書及び図面が必要となる場合がある

明細書を補正する許可が与えられた場合、申請人は、局長の要求がある場合で、かつ、局長が定める期間内に、補正した新しい明細書及び図面を提出し、これらは規則 10 及び規則 30 から規則 35 までに基づいて作成する。

第 20 部 特許の取消及び放棄

規則 104 取消の申請

(1) 法律第 42 条に基づく特許の取消を求める申請は、様式 45 により行い、その写し、並びに申請人の利害の性質、依拠する事実、求める救済を十分に記載した陳述書(2 部)を添付する。

(2) 申請及び陳述書の写しは、局長が特許権者に送付する。

規則 105 異議申立手続

かかる申請がなされ、その写しが特許権者に送付された時点で、規則 49 から規則 54 までの規定が適用されるが、出願人への言及は特許権者への言及とし、異議申立人への言及は申請人と読み替える。

規則 106 放棄の申請

特許権者が法律第 43 条に基づき自己の特許を放棄することを申し出た場合、局長は、取消の申請人に費用の裁定を下すか否かを決定する上で、申請が提出される前に申請人が適切な通知を特許権者に行っていれば手続を回避することができたか否かを考慮する。

規則 107 特許の放棄の申出の様式

法律第 43 条に基づく特許権者による特許の放棄の申出の通知は、様式 46 により行い、局長が公報において公告する。

規則 108 異議申立

(1) 公告から 1 月以内のいつでも、何人も局長に対して様式 47 により異議申立書を提出することができ、その写し、並びに異議申立人の利害の性質、依拠する事実、求める救済を十分に記載した陳述書(2 部)を添付する。

(2) 異議申立書及び理由書の写しは、局長が特許権者に送付する。

(3) かかる異議申立書が提出され、その写しが特許権者に送付された時点で規則 49 から規則 54 までの規定が適用されるが、出願人への言及は特許権者への言及と読み替える。

第 21 部 特許の「実施許諾用意」の任意裏書き

規則 109 法律第 44 条(1)に基づく申請

特許の「実施許諾用意」の裏書きを求める法律第 44 条(1)に基づく申請は、様式 48 により行い、申請における陳述を立証する証拠及び特許証を添付する。

規則 110 法律第 44 条(2) (a) 及び(b)に基づく申請

(1) 「実施許諾用意」と裏書きされた特許に基づくライセンスの条件の設定のための法律第 44 条(2) (a) 又は(b)に基づく申請は、様式 49 により行い、その写し、並びに申請人が依拠する事実及びその者が容認又は付与する用意のあるライセンスの条件を十分に記載した陳述書(2 部)を添付する。

(2) 申請及び陳述書の写しは、局長が場合により特許権者又はライセンスを求める者に送付し、これらの者が陳述書に記載された条件に同意しない場合は、写しの受領後 6 週間以内に異論の理由を十分に記載した反対陳述書を提出し、その写しを申請人に送付する。

(3) 局長は、証拠の提出及び当事者の聴聞に関連して適当と考える指示を与える。

規則 111 法律第 45 条(1)に基づく裏書きの取消

法律第 45 条(1)に基づく裏書きの取消を求める申請は、様式 50 により行い、申請における陳述を立証する証拠及び様式 28 による覚書を添付し、特許が裏書きされなければ支払義務が生じていたであろうすべての更新手数料の残額を添える。

規則 112 法律第 45 条(2)に基づく裏書きの取消

法律第 45 条(2)に基づく裏書きの取消を求める申請は、様式 51 により、特許が裏書きされた後 2 月以内に行うものとし、その写し、並びに申請人の利害の性質及び依拠する事実を十分に記載した陳述書(2 部)を添付する。

規則 113 公告及び異議申立

(1) 法律第 45 条(1) 又は(2)に基づく各申請は公報において公告し、法律第 45 条(5)に基づき裏書きの取消に対する異議申立書を提出することができる期間は、公告後 3 月とする。

(2) かかる申立書は様式 52 により行い、その写し、並びに異議申立人が依拠する事実及び異議申立人が法律第 45 条(1)に基づく申請に異議を唱える場合はその利害の性質を十分に記載した理由書(2 部)を添付する。

(3) 異議申立書及び理由書の写しは、局長が裏書きの取消の申請人に送付し、以後局長はその後の手続に関して適当とみなす指示を与えることができる。

規則 114 取消に際して支払うべき更新手数料の残額

局長が法律第 45 条(3)に基づいて裏書きを取り消す場合、特許権者は裏書きの取消から 1 月以内に様式 28 による覚書と共に、特許が裏書きされなければ支払義務が生じていたであろうすべての更新手数料の残額を添えて提出する。

第 22 部 強制ライセンス，特許の「実施許諾用意」の強制的裏書き，及び取消

規則 115 法律第 46 条に基づく申請

特許に基づくライセンス又は特許の「実施許諾用意」の裏書きを求める法律第 46 条に基づく申請は，様式 53 により行う。

規則 116 法律第 49 条(1)に基づく申請

特許の「実施許諾用意」の裏書き又は特許に基づくライセンスの特定の者への付与を求める法律第 49 条(1)に基づく申請は，様式 54 により行う。

規則 117 法律第 50 条に基づく申請

特許の取消を求める法律第 50 条に基づく申請は，様式 55 により行う。

規則 118 証拠

法律第 46 条，第 49 条又は第 50 条に基づく申請には，申請における陳述を立証する証拠を添付する。

規則 119 局長による予備的考慮

- (1) 証拠を考慮した上で，命令を発するための理由が一応明らかになったことに局長が納得しないときは，申請人にしかるべく通知し，通知から 1 月以内にその件に関する聴聞を受けることを申請人が請求しない限り，局長は申請を拒絶する。
- (2) 申請人が許可された期間内に聴聞を受けることを請求した場合，局長は申請人に聴聞を受ける機会を与えた後で，申請を公告へ進めるべきか，拒絶すべきか決定する。
- (3) 局長が申請を公告を進めることを許可した場合，局長は申請人に対し，申請及びこれの裏付けのために提出した証拠の写しを，特許権者，登録簿から特許関係人と見られる者，並びに局長が写しを送達すべきとするその他の者に送達するよう指示する。

規則 120 異議申立

- (1) 法律第 52 条(3)に基づく異議申立書を提出することができる期間は，同条(2)に基づく申請の公告後 2 月とする。
- (2) かかる申立書は様式 56 により行い，その中でいう主張を立証する証拠は異議申立書の提出後 1 月以内に提出する。
- (3) 異議申立人は，異議申立書及び証拠の写しを申請人に送達する。
- (4) 以後局長は，その後の手順に関して自己が適当とみなす指示を与えることができる。

規則 121 法律第 51 条に基づく申請

- (1) 特許に基づくライセンスを求める法律第 51 条に基づく申請は，様式 57 により行う。
- (2) かかる申請に関連して従うべき手順は，法律第 46 条に基づく申請について規則 118 から規則 120 までに定めるものと同一とする。

第 23 部 共同所有者への指示

規則 122 法律第 64 条(1)に基づく申請

- (1) 特許の共同被付与者又は共同所有者の 1 人による法律第 64 条(1)に基づく指示を求める申請は、様式 58 により行い、申請人が依拠する事実及び求める指示を十分に記載した陳述書を添付する。
- (2) 申請及び陳述書の写しは、局長が特許の被付与者又は所有者として登録されている他の各人に送付し、また、申請人はこの目的のために十分な数の写しを提供する。
- (3) 以後局長は、その後の手順に関して自己が適当とみなす指示を与えることができる。

規則 123 法律第 64 条(2)に基づく申請

- (1) 特許の共同被付与者又は共同所有者の 1 人による法律第 64 条(2)に基づく指示を求める申請は、様式 59 により行い、申請の写し並びに申請人が依拠する事実及び求める指示を十分に記載した陳述書(2 部)を添付する。
- (2) 申請及び陳述書の写しは、局長が懈怠した者に送付する。
- (3) 以後局長は、その後の手順に関して自己が適当とみなす指示を与えることができる。

第 24 部 従業者の発明をめぐる紛争

規則 124 法律第 65 条(1)に基づく申請

(1) 発明における権利をめぐる紛争を裁定するための法律第 65 条(1)に基づく申請は、様式 60 により行い、申請の写しと共に、紛争の事実及び求める救済を十分に記載した陳述書(2部)を添付する。

(2) 申請及び陳述書の写しは、局長が紛争の相手当事者に送付し、この者はその受領後 3 月以内に、求める救済に対する申請人の権利について争う理由を十分に記載した反対陳述書(2部)を提出する。

(3) 局長はこの反対陳述書の写しを申請人に送付し、その後局長が与えるのに相当とみなす指示に従うことを条件として、規則 50 から規則 54 までの規定を適用するが、異議申立人への言及は申請人、出願人への言及は相手当事者と読み替える。

第 25 部 特許登録簿

規則 125 特許の付与を記録するための登録簿

- (1) 特許の捺印の時点で、局長はその被付与者として特許権者の名称、住所及び国籍、発明の名称、特許の日付及びその捺印の日付、並びに送達宛先を登録簿に記入させる。
- (2) 局長はいつでも必要とみなす他の詳細を登録簿に記入することができる。

規則 126 記入の変更

- (1) 自己の特許に関して登録簿に記入されている名称、国籍又は住所、若しくは送達宛先の変更を求める特許権者による請求は、様式 61 により行う。
- (2) 局長は、名称又は国籍を変更する請求について行為する前に、自己が相当とみなす変更事項の証明を求めることができる。
- (3) 請求が許可され得ることに局長が納得したときは、局長は登録簿をしかるべく変更させる。

規則 127 譲渡等の登録

- (1) 譲渡、移転若しくは法律の適用により特許若しくは特許の持分に対する権利を与えられた者、又は譲渡抵当権、ライセンスその他の証書により特許におけるその他の権益に対する権利を与えられた者の権利登録のための申請は、次のとおり行う。
 - (a) 法律第 84 条(1)に基づく申請の場合は、かく権利を与えられた者が場合により様式 62 又は様式 63 により
 - (b) 法律第 84 条(2)に基づく申請の場合は、譲渡人、譲渡抵当権設定者、実施許諾者又はその他の権利譲渡人が場合により様式 64 又は様式 65 により
- (2) 特許の所有権に影響を与えることを意図する他の書類の通知の登録簿への記入については、様式 66 により申請することができる。

規則 128 書類の謄本

- (1) 規則 127 に基づく申請書において言及され、ニュージーランドにおいて記録すべき事項である書類の正式な写し又は認証謄本は、申請書と共に局長に提出する。
- (2) 局長が別段の指示を与えない限り、かく言及されたその他の書類の原本は申請書と共に局長に提出し、かかる書類の認証謄本はこれらと共に提出する。

規則 129 登録簿等の公衆の閲覧

次のものは、無料で、便宜な時間に閲覧に供する。

- (a) 登録簿
- (b) 特許又は特許に基づくライセンスにおける所有権に影響を与える捺印証書、ライセンスその他の書類の写しで、規則 127 及び規則 128 に基づき局長に提供されたもの
- (c) 特許庁の図書館にファイルされた明細書及び明細書の抄録(ニュージーランド及び外国)
- (d) 特許弁護士登録簿、並びに
- (e) 法律又は本規則に別段の規定がある場合を除き、特許、特許出願に関して、又はかかる事項に関する手続において提出、作成又は与えられたすべての申請、明細書、図面、請求、

通知その他の書類

規則 130 記入すべき更新手数料の納付

規則 76 に基づく納付証明書が発行された時点で、局長は手数料が納付されたという事実並びに証明書に記載された納付日を登録簿に記入する。

規則 131 特許の存続期間の延長を求める命令における特別規定に起因する主張の記入

法律第 31 条、第 32 条又は第 33 条に基づく特許の存続期間の延長を求める命令が、特許権者又は排他的実施権者のライセンスを得て行為したとみなされることを主張する者はその主張を登録簿に記入することを求める申請を行うこととする規定を含む場合、申請は様式 67 により行う。

規則 132 遺言検認書又は遺産管理状の免除を求める申請

遺言検認書又は遺産管理状の提出免除の許可を求める法律第 86 条に基づく申請は、様式 68 により行い、局長が求める証拠をもって裏付けとする。

第 26 部 誤記の訂正

規則 133 申請

登録簿，特許若しくは特許出願，又はかかる出願の遂行において提出されたその他の書類，又は特許に関連する手続における誤記の訂正を求める法律第 88 条(3)に基づく請求は，様式 69 により行う。

規則 134 公告

提案された訂正の内容の通知を公告するよう局長が要求するときは，請求及び提案された訂正の内容を公報で，並びに，局長が指示する他の方法(もしあれば)で公告する。

規則 135 異議申立

- (1) 公報における公告の日から 1 月以内のいつでも，何人も様式 70 により提案された訂正に対する異議申立書を局長に提出することができる。
- (2) かかる申立書にはそれぞれ，その写し，並びに異議申立人の利害の性質，依拠する事実，求める救済を十分に記載した理由書(2 部)を添付する。
- (3) 異議申立書及び理由書の写しは局長が請求人に送付し，以後は規則 49 から規則 54 までの規定が適用される。

規則 136 聴聞

法律第 88 条(4)に基づき聴聞の期日が指定された場合，指定の少なくとも 14 日前までに特許権者又は特許出願人，並びに局長が提案された訂正を通知したその他の者に通知する。

第 27 部 証明書及び情報

規則 137 証明書の請求

法律第 89 条(1)の適用上の局長の証明書を求める請求は、様式 71 により行う。

規則 138 記入等の認証謄本

局長は、所定の手数料の納付をもって、登録簿の記入の認証謄本、特許、明細書その他特許庁の公の書類の認証謄本若しくは抄本、又は登録簿その他特許庁に保管されている記録の写しを提供することができ、また、法律又は本規則に関する事項について証明書を与えることができる。

規則 139 情報の請求

(1) 特許又は特許出願に関する情報を求める法律第 90 条に基づく請求は、次に関して行うことができる。

- (a) 仮明細書に続いて完全明細書が提出された時期、又は出願日から 15 月が経過しても完全明細書が提出されていない時期
 - (b) 完全明細書が公開された若しくはされる時期、又は特許出願が無効となった時期
 - (c) 特許証が捺印された時期、又は捺印請求の期間が満了した時期
 - (d) 更新手数料が納付された時期
 - (e) 特許が満了した時期
 - (f) 登録簿に記入がなされた時期、又は記入を行うための申請がなされた時期、又は
 - (g) 登録簿の記入又は公報における公告に関して申請がなされた又は措置が講じられた時期
- (2) かかる請求は様式 72 により行い、上記の各事項については別の様式を用いる。

規則 140 紛失した特許証

新しい特許証の捺印を求める法律第 92 条に基づく申請は、様式 73 により行い、特許証が紛失した又は破棄された、又は提出することができない事情を十分に記載しこれを立証する証拠を添付する。

第 28 部 証拠及び局長の面前への証人の出頭

規則 141 証拠の様式

本規則に基づき証拠の提出が求められるときは、本規則に別途明白な規定がない限り、法定宣言書又は宣誓供述書によるものとする。

規則 142 作成

(1) 本規則により求められる又はそれに基づく手続で用いられる法定宣言書及び宣誓供述書は、関連する事項の見出しを付け、項に分けて連続する番号を付し、各項は可能な限り 1 つの主題に限定する。

(2) 各法定宣言書又は宣誓供述書は、これを行う者の説明及び真正な居所を記載し、手書き、タイプ打ち、石版印刷又は印刷する。

規則 143 宣言等を行う方法

(1) 法定宣言書及び宣誓供述書は、次のようにして作成し署名する。

(a) ニュージーランドで作成するときは、場合により 1927 年治安維持法又は 1908 年証拠法に定める方法により

(b) 英連邦の他の地域又はアイルランド共和国で作成されるときは、裁判所、判事、宣誓局長、治安判事、その他法的手続の目的で同地域又は同共和国で宣誓を執行することを法律で授権された者の面前で、又は英連邦代表の面前で、並びに

(c) その他の場所で作成するときは、英連邦代表若しくは公証人の面前で、又は判事若しくは軽罪判事の面前で

(2) 本規則の適用上、「英連邦代表」なる表現は、英連邦加盟国(ニュージーランドを含む)の大使、高等弁務官、大臣、代理大使、領事官、通商局長又は観光局長を意味し、かかる役人の代わりに合法的に行為する者を含み、かつ、かかる大使、高等弁務官、大臣又は代理大使の随員の外交書記官を含む。

規則 144 書類上の署名の承認

規則 143 により、宣言書又は宣誓供述書は自己の面前で作成され署名された旨の証言において宣言又は宣誓供述を受ける権限を与えられた者の捺印又は署名が添付、押印又は署名されることを意図した書類は、その捺印又は署名が真正であること、又はその者の公的な資格又は宣言若しくは宣誓供述を受けるその者の権限の証明なしに、局長が承認することができる。

規則 145 追加証拠

局長に係属する手続の何れの段階でも、局長は自己が必要とする書類、情報又は証拠を自己が定める期間内に提供するよう指示することができる。

規則 146 召喚状の発行

法律又は本規則に基づく局長に係属する手続において、局長は自己の面前に出頭させ証拠を提示させるため、又は出頭させ当該手続の事項に関するその者の所有する又は管理下にある帳簿、捺印証書、紙面その他の書面を提出させるために、何れの者も召喚することができる。

本規則に基づき発行される各召喚状は、様式 74 による。

規則 147 召喚状に応じない場合の罰則

かかる召喚状が送達された者、並びに規則 148 で言及する基準に従って同時に費用の支払又は申出を受けた者で、召喚状の規定に基づき出頭しない、証拠を提示しない、又は帳簿、捺印証書、紙面その他の書面を提出しない者は、かかる懈怠ごとに略式命令により 20 ポンド以下の罰金に処する。

規則 148 証人の費用

かかる手続の証人は、微罪裁判所における手続への出頭について証人に支払うべき現在の手当の基準に従って費用の支払を受ける権利を有する。本条規則の遂行においてなされるすべての支払は、その者の代わりに証人が召喚された関係人、又は局長が決定する比率により手続の関係人の何れか又は全員に支払義務がある。

規則 149 聴聞の場所

(1) (2)に規定のある場合を除き、局長に係属する各聴聞はウエリントンで行う。

(2) 1 人又はそれ以上の関係人は、聴聞のために指定された期日の 14 日以前までに、ニュージーランドの他の場所で聴聞を行うよう局長に申請することができる。局長はその裁量により、費用に充てるために局長が適当とみなす金額の申請人による支払をもって、かつ、適当とみなす通知及び費用に関する諸条件に従うことを条件として、申請書に指定された場所で聴聞を行うことができる。

(3) (2)に基づく申請を手続の関係人全員が行うのでないときは、局長は関係人に聴聞を受ける機会を与えずに申請を決定してはならない。

第 29 部 裁判所への申請及び裁判所の命令

規則 150 申請謄本の局長への送達

法律第 87 条に基づき登録簿の更正を求める裁判所への申請がなされた場合、申請人は直ちに当該申請書の公認謄本を局長に送達し、局長は登録簿に申請の届出を記入する。

規則 151 裁判所命令に基づく行為

特許を取り消す、特許の存続期間を延長する、特許権者にその明細書の補正を許可する、又は特許若しくはそれに基づく権利の有効性若しくは所有権に影響する法律に基づく命令を裁判所が下した場合、その命令の名宛人は様式 75 による申請書を提出し、捺印された命令の副本又は命令の認証謄本を添付し、それに基づき場合により明細書が補正されるか又は登録簿が更正又は変更される。

第 30 部 特許弁護士

規則 152 特許弁護士登録簿

特許弁護士登録簿は、法律及び本規則の規定に従うことを条件として局長が保管し、法律に基づき登録されたすべての特許弁護士の完全な名称を記載し、かく登録された各特許弁護士に関しては、更に次を記録する。

- (a) 事務所の住所
- (b) 登録日
- (c) 叙勲、学位、会員資格その他局長が言及に値するとみなす追加事項、及び
- (d) 所定の年更新手数料の納付

規則 153 記入の公告

局長は毎年少なくとも 1 回、その年度の所定の年更新手数料を納付したすべての特許弁護士のリストを、事務所の住所と共に公報において公告する。

規則 154 登録資格

- (1) 特許弁護士として登録する資格を有する者は、
 - (a) 英国臣民又はアイルランド共和国の市民であり、
 - (b) 21 歳以上で、
 - (c) 品性に優れ、
 - (d) 後記に定める特許弁護士試験に合格しており、かつ
 - (e) ニュージーランド高等裁判所の事務弁護士、又は連合王国若しくはオーストラリア連邦で登録された特許代理人若しくは特許弁護士ではなく、3 年以上又は合計 3 年以上の期間にわたって次により雇用されていた者である。
 - (i) ニュージーランドの特許弁護士により、又は
 - (ii) 特許庁において、又は
 - (iii) 特定の場合において局長及びニュージーランド特許弁護士協会の見解において上記の 2 つの雇用形態の何れかで得られる経験と実質的に同様の実務経験を提供するものとみられるその他の雇用において

ただし、局長及び協会が合意に達さない場合は、大臣が雇用の適切性について決定する。

- (2) 局長は、登録申請人が必要な資格を有することに納得する場合は、所定の登録料の納付を受けて、他の適当な記入と共に申請人の名称を特許弁護士登録簿に記入し、申請人に特許弁護士としての登録証明書を発行する。

規則 155 試験

局長及びニュージーランド特許弁護士協会は共同で、後記にいうように必要に応じて特許弁護士試験と称する試験を実施する。

規則 156 受験資格のある者

何れの者も、自己がニュージーランド学校検定試験又はニュージーランド大学入学試験又は局長及び協会がそれらと同等であると考えられる試験に合格した者、又はニュージーランド大学

への入学資格を与えられた者であることを局長及び協会に納得させない限り、受験することができない。

ただし、試験が同等であるか否かについて局長と協会が合意に達しない場合は、大臣が決定する。

規則 157 受験及び試験官の任命

(1) 何れかの科目の受験を希望する者は、局長に通知して、受験を希望する年の2月1日以前まで又は局長が公報において公告する同年のその他の日(2月1日より前でない日)以前までに、附則1に定める手数料を納付する。

(2) かかる通知を受領した時点で、局長はニュージーランド特許弁護士協会に通知し、局長及び協会は試験の日時及び方法を共同で調整する。

(3) 試験用紙はセットにして2名の試験官が採点するが、このうち1名は局長とし、1名は協会が選んだ登録特許弁護士とする。

(4) 2名の試験官が何れかの事項について合意に達しない場合、局長及び協会はその事項について共同で第3の試験官を任命し、かかる事項は3名の試験官により又はその過半数により決定する。

(5) 局長及び協会が第3の試験官の任命について合意に達しない場合は、大臣がその者を指名する。

規則 158 試験科目

(1) 試験は、次の科目について筆記試験により行う。

(a) 特許及び意匠に関するニュージーランド法及び実務――2問、各3時間

(b) 商標に関するニュージーランド法及び実務――1問、3時間

(c) 外国特許法――1問、3時間

(d) ニュージーランド特許明細書の作成――1問、4時間

(e) ニュージーランドにおける特許弁護士実務(特許明細書の解釈及び批評を含む)――1問、4時間

(2) 本規則の施行前に外国特許法及び実務の科目に合格している志願者は、(1)(c)に規定する科目に合格した者とみなす。

(3) 本規則の施行前に特許弁護士実務の科目に合格している志願者は、(1)(d)及び(e)に規定する各科目に合格した者とみなす。

規則 159 試験規則

(1) 如何なる志願者も、1年に3科目を超える試験を受けてはならない。

(2) 志願者が1年に1科目しか合格していないときは、その科目に合格した年から5年目の終わりまでにすべての試験科目を受験しなければ、その合格は取り消される。

(3) (2)にも拘らず、志願者がその科目に合格した年から7年目の終わりまでに合格申請をし、勤勉に学習を遂行したことに局長が納得するときは、局長はその科目について2年を超えない更なる期間の猶予を与えることができる。

(4) 如何なる志願者も、規則158(1)(a)に規定した科目に合格するまでは、同項(d)及び(e)に規定する科目の試験を受けることができない。

規則 160 合格の要件

1 問のみの試験科目に合格するためには、志願者はその 1 問について 50%以上を得点しなければならず、2 問の科目に合格するためには、2 問についての合計得点が 50%以上でなければならない。

規則 161 登録の更新

各特許弁護士は毎年 1 月 1 日に、登録の更新のために局長に所定の手数料を納付する。前記の日より 1 月以内に手数料が支払われなかった場合、局長は特許弁護士の登録された宛先に通知を送って、通知に指定された日以前までに年更新手数料を納付するよう求めることができ、特許弁護士が通知に指定された日から 1 月以内にかく納付すべき更新手数料を支払わないときは、局長はその者の名称を特許弁護士登録簿から抹消することができる。

ただし、本規則に基づき特許弁護士登録簿から抹消された者の名称は、その者が納付すべき手数料並びに附則 1 に定める追加手数料の納付をもって、登録簿に回復することができる。

規則 162 特許弁護士登録簿の記入の補正

局長は随時、特許弁護士登録簿を、次により修正することができる。

- (a) 死亡した者の名称を抹消すること
- (b) ある者の名称又は住所の変更を挿入すること
- (c) 誤って又は詐欺的に挿入されたことが自己の納得するように証明されている事項を抹消すること
- (d) 特許弁護士としての業務を停止した者の名称をその者の請求により抹消すること

ただし、本項に基づき特許弁護士登録簿から抹消された者の名称は、その者が特許弁護士の業務を再開したことに局長が納得すれば、所定の登録料の納付を条件として、かかる登録簿に回復することができる。

規則 163 証拠

局長は、特許弁護士の登録に関して自己の義務を遂行する上で、本規則に従うことを条件として、それぞれの場合において十分とみなす証拠に基づいて行為する。

第 31 部 雑則

規則 164 公告可能な特許出願の細目

局長は特許出願に関して(法律の施行前に提出されたか、施行後に提出されたかに拘らず)、自己が知り得る限り、次の細目をできる限り速やかに公報において公告する。

- (a) 出願の番号及び日付
- (b) 出願人の名称
- (c) 知り得れば、発明者の名称
- (d) 発明の略称、その暫定的な分類、並びに
- (e) 該当すれば、条約出願日及び条約出願国名

規則 165 書類の署名

(1) パートナースHIPのために又はこれに代わって署名されることを意図した書類にはすべてのパートナーの名称を完全な名称で記載し、有資格のパートナー又は書類に署名する権限を与えられたことに局長が納得するその他の者が署名する。

(2) 法人のために又はこれに代わって署名されることを意図した書類は、法人の取締役、秘書役又は他の主たる役員、又は書類に署名する権限を与えられたことに局長が納得するその他の者が署名する。

規則 166 局長による裁量権の行使

局長は、法律又は本規則によって自己に与えられた裁量権を何れかの当事者に不利に行使する前に、かかる当事者に聴聞を受ける機会を与える。かかる場合、局長はその当事者に対し事件を局長に書面で係属させるよう要求することができる。それに基づいて、局長は聴聞を受けることができる時期についてその当事者に 10 日以前までに通知を行い、その当事者が希望すれば聴聞を行う。前記の裁量権の行使における局長の決定又は決議は、局長がその当事者及びそれにより影響を受けると思われる他の者に通知する。

規則 167 書類の補正

(1) 局長に係属する手続において、局長が適当とみなす場合は、

(a) 補正を求める手続において提出された書類で、法律又は本規則に明白な規定がないものは、手続の過程で補正することができ、

(b) 手続における不備は、修正することができる。

(2) 本項に基づき局長が与える承認は、局長が適当とみなす場合は、50 ドル以下の手数料の納付を含め、局長が指示する条件によることができる。

規則 168 期限を延長する局長の権限

何らかの行為をなす又はそれに基づく手続をとるための本規則に定める時期で規則 68、規則 81(1)、規則 87(1)、規則 92(1)、規則 97(1)、規則 108(1)、規則 113(1)、規則 135(1)以外のものは、局長が適当とみなせば、局長が指示する当事者への通知により、かつ、指示する条件に基づき延長することができ、かかる延長は、その行為をなす又は手続をとるための期限が満了した場合にも認められる。本条規則に基づく期限延長を求める申請は、様式 76

により行う。

規則 169 要件を放棄する局長の権限

(1) 本規則に基づき、ある者がある行為若しくは事柄をなすよう求められた、又はある書類若しくは証拠を準備若しくは提出するよう求められた場合、局長はそれが適切であることに納得するときは、自己が適当とみなす証拠の提出をもって、かつ、適当とみなす諸条件に従うことを条件として、行為若しくは事柄をなすこと又は書類若しくは証拠の準備若しくは提出を変更又は免除することができる。

(2) 局長は、特許出願又は仮明細書若しくは完全明細書が本規則を遵守しない場合でも、自己が適当とみなす諸条件に基づきそのままにしておくことを許可することができる。かかる場合、局長は出願人に対し、自己が定める期間内に本規則を遵守するよう要求する。所定の要件が満たされるまで、局長は出願に関して更なる行動をとらない。

(3) 局長は、申請の必要性が法律又は本規則の施行から生じたことに納得すれば、本規則に基づき申請に関して納付すべき手数料を免除することができる。

規則 170 記録の破棄

(1) 法律第 9 条(2)に基づき特許出願が 6 年間連続して放棄されたとみなされる場合、局長はかかる期間の満了時に、その出願、並びに当該出願に添付された又はこれに関連して置かれた明細書及び図面(もしあれば)を含む当該出願に関するすべての又は何れかのファイル記録を破棄する。

(2) 法律第 19 条に基づき特許出願が 6 年間連続して無効のままである場合、又は合法的に捺印が可能であった最終日から 6 年間特許が捺印されていない場合、又はある特許に関する所定の更新手数料が支払期限後 6 年間支払われていない場合、又は特許存続期間及びその延長期間の満了後 6 年間が経過した場合、局長は各場合につき当該 6 年間の満了時に、当該出願又は特許に関するすべての又は何れかのファイル記録を破棄することができるが、ただし法律に基づき公衆の閲覧に供される出願の場合は、それらに関する明細書、図面及び庁の調査データを除く。

第 32 部 廃止及び除外

規則 171 廃止及び除外

(1) 附則 5 に規定された規則は、本規則により廃止する。

(2) 1924 年法律解釈法の規定を制限することなく、本規則による何れかの規定の廃止は、かく廃止された規定に基づき又は対応する旧規定に基づき作成された書類又は実施された事柄に影響を与えるものではなく、かかる書類又は事柄はそれぞれ、廃止の時点で存続する又は有効であり、かつ、本規則に基づき作成又は実施され得たものである限り、本規則の対応する規定に基づき作成又は実施されたものとして、かつ、書類が作成された又は事柄が実施されたときにかかる規定が有効であったものとして、存続し効力を有することをここに宣言する。

(3) 規則 73 又は附則 4 に含まれる何れにも拘らず、かつ、1951 年特許改正規則の廃止にも拘らず、1951 年 9 月 1 日前になされた出願に基づき付与された特許を全存続期間にわたって有効に維持するための更新手数料は、当該 1951 年特許改正規則の規則 3 に基づくものとし、同規則の規定は当該特許に継続して適用される。

附則 1 手数料

項目	事項	手数料 \$
1	仮明細書の提出	50.00
2	完全明細書の提出	250.00
3	完全明細書の補正申請(受理の前後に拘らず)	60.00
4	法律第 28 条に基づく特許の変更	60.00
5	特許の更新申請：4 年目	170.00
6	特許の更新申請：7 年目	340.00
7	特許の更新申請：10 年目	540.00
8	特許の更新申請：13 年目	1,000.00
9	法律第 92 条に基づく新しい特許証の捺印	30.00
10	特許弁護士登録	65.00
11	特許弁護士登録の年更新	65.00
12	特許弁護士登録の回復	65.00
13	特許弁護士登録試験一紙 1 枚当たり	25.00
14	異議申立人による異議申立の全通知	300.00
15	各当事者に対する局長の聴聞	750.00
16	全証明書, 登録簿からの認証謄本又は抄本	30.00
17	写真複写ー 1 頁当たり(局での複写)	0.89
	1 頁当たり(セルフサービス)	0.18

附則 2 様式(省略)

附則 3 特許証及び追加特許証の様式(省略)

附則 4 更新手数料の納付額

特許日から次の年次の満了前	\$
第 4 年次	170
第 7 年次	340
第 10 年次	540
第 13 年次	1,000

附則 5 廢止規則(省略)